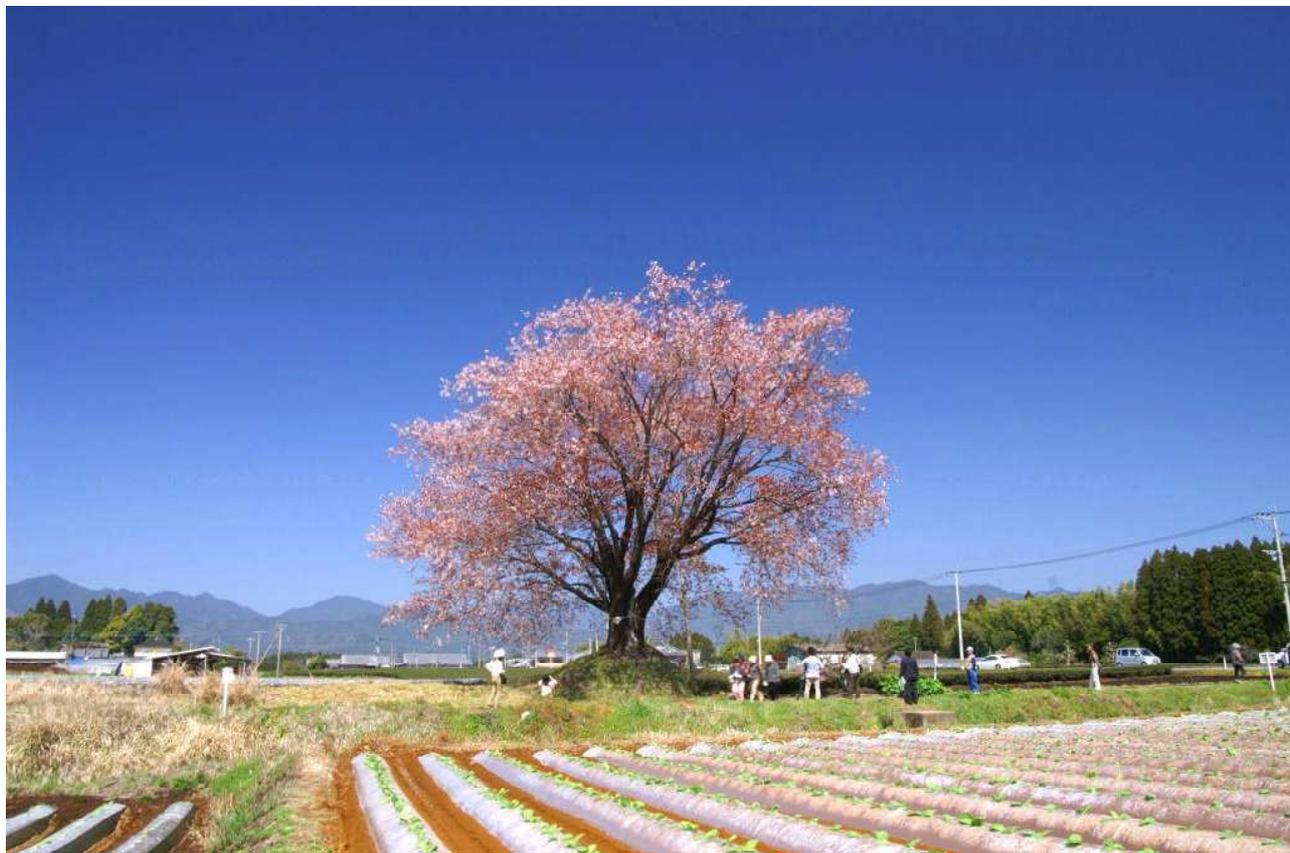


水土里ネット綾川総合だより



川上原の圃場内にある大坪の一本桜(撮影:森田敬三)

発刊に寄せて.....	2
平成24年度一般会計収支決算の概要.....	3
平成25年度賦課基準について.....	4
水土里ネット綾川総合からのお知らせ.....	5
土地改良施設の維持管理体制について.....	6
水利権の更新について.....	7
湛水病虫害防除の推進について.....	8
野菜洗浄・育苗用水の申請届出について.....	9
共用隧道定期点検に伴う断水について.....	10
事務所の機構について.....	11

発行/綾川総合土地改良区

宮崎県東諸県郡国富町大字本庄4053番地1
TEL/(0985)75-2424 FAX/(0985)75-3939
E-mail/ayagawa.t@lime.ocn.ne.jp

発刊に寄せて



綾川総合土地改良区
理事長 日高 強



吹く風も何となく、心にしみる今日この頃、組合員の皆様には、毎日ご多忙のことと拝察をいたします。どうか体調管理には充分ご配慮頂きますよう、お願いをいたします。

日頃から本改良区の運営につきましては、組合員の皆様の深いご理解と力強いご協力のもとで順調な運営ができます事を有り難く感謝申し上げます。その中で私共は、ここ数年大きな課題を抱えてまいりました。綾川用水の目的外使用と指摘をされました雑用水を、洗浄水と畜産用水に仕分けをしていただきまして、目的外使用の是正、整理ができました。これもひとえに組合員のご協力と二市二町行政のご指導、ご尽力によるものでございます。

そのほか超過取水の是正、畑地湛水防除の推進等、改良区にとって、いずれも重要で大事な問題でございまして理事会で審議を重ね、組合員の皆様へご協力をお願いをしてまいりました。また先の二期事業によりまして、国営施設は万全となりましたが、あと県営施設も国営と同時施工でございまして、相当老朽化が進んでおります。特に漏水事故の多い西部地区と深年地区では年間(80件)もの補修工事を施工しておりますが、補修はどこまでいっても補修でございまして、本体が良くなるわけではございません。もうこれ以上の、過重な補修工事費の地元負担は、限界でございまして、今回行政指導のもと補助事業(2億1000万)をかけまして配管布設替えの更新事業を計画いたしました。地元の皆様には大変なご迷惑をかけますが、ご協力をよろしく願いいたします。

なお45年の長きに亘り改良区運営に尽力、功績を残されました前岩切局長が平成24年3月31日をもって退職をされました。長い間お疲れさまでございました。職員に欠員が生じたので男子一名の新規採用をいたしました。

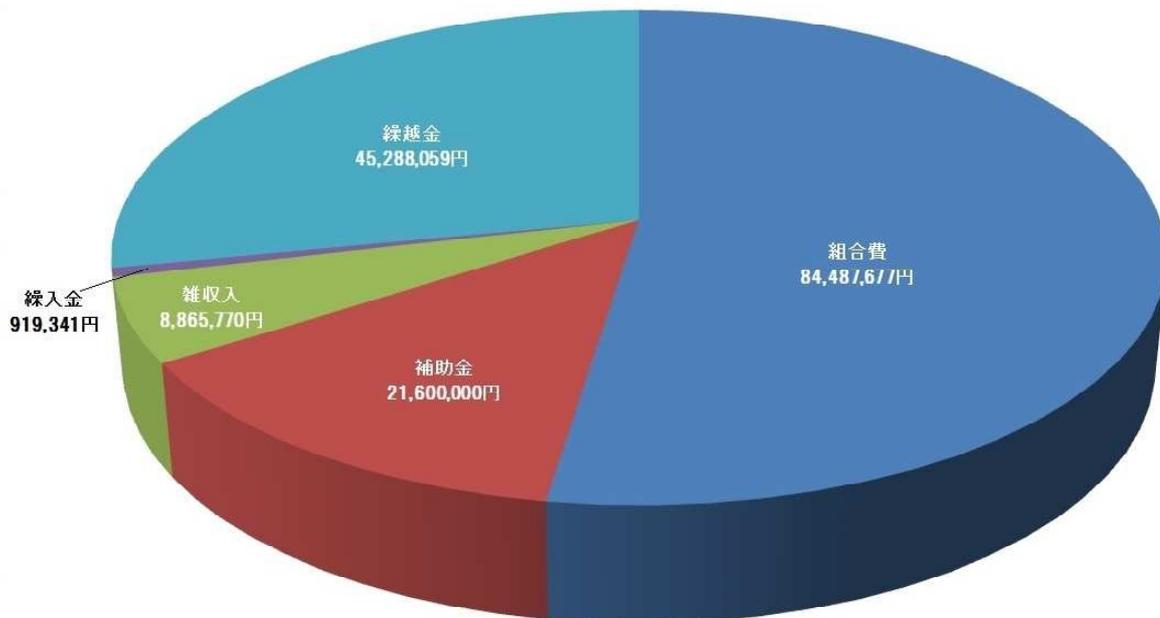
また地区によっては、水不足もありますし、水利権の日量を上回る超過取水もあります。(必要な水は充分使うが、節水につとめ無駄な水は一滴も流さない)これが改良区の目標スローガンでございまして。組合員のご協力をよろしく願いいたします。

今、私ども農業を取り巻く情勢は、まことに厳しいものがございまして。担い手農家の減少、高齢化の進行、さらには燃料、農機具等の値上がり懸念されますが、しかしどんなに現実が厳しかろうとも、私どもは決して、夢と希望を見失わず、耐えるべきは耐え、主張すべきは主張し、固い結束のもとで、お互いに力を併せて頑張ろうではありませんか。ここに記念すべき第(28回)綾川だよりの発刊にあたり、組合員の皆様にお礼とお願いを申し上げまして、理事長の挨拶といたします。

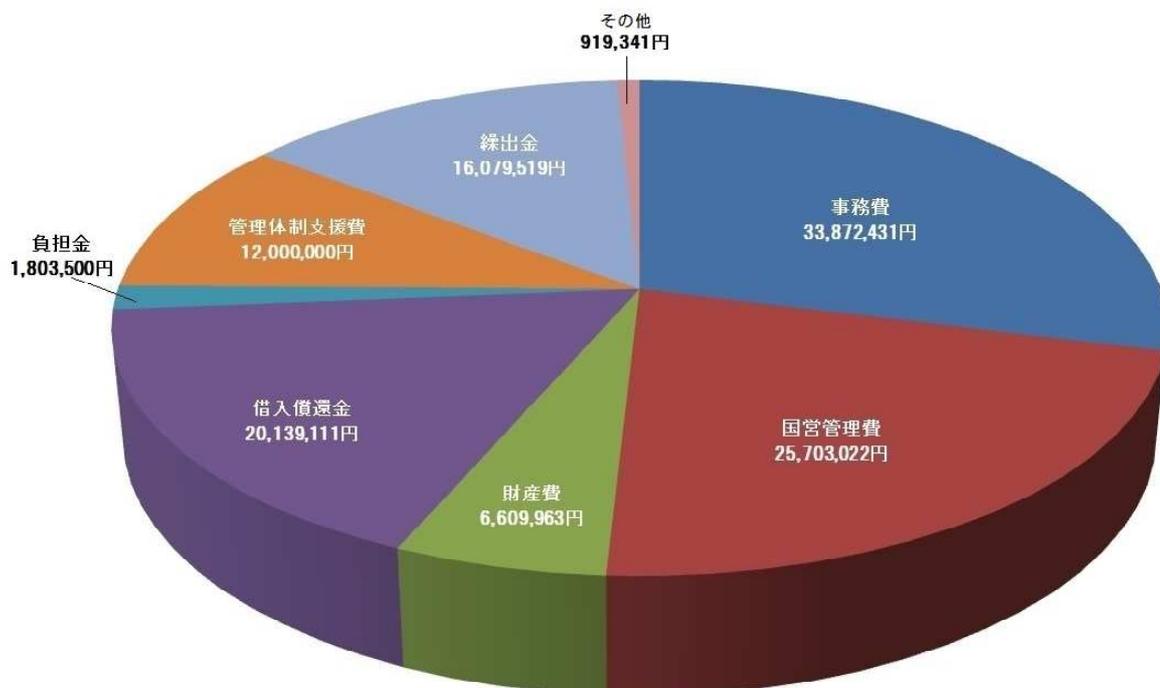
平成24年度一般会計収支決算の概要

平成24年度一般会計収支決算は、収入**161,160,847**円に対し、支出**117,126,887**円となりました。所要経費の節減に努めた結果、**44,033,960**円を翌年度へ繰り越すことができました。

収 入



支 出



平成25年度賦課基準について

平成25年度の賦課基準額は下表のとおりです。

経常賦課金			単位:1,000㎡当り/円		
地区名	種 目	経常賦課金	地区名	種 目	経常賦課金
深 年	普通畑	2,966	八木佐野	普通畑	2,766
	施設ハウス	3,208		施設ハウス	3,008
	防霜茶	3,268		防霜茶	-
	水 田	3,450		水 田	3,250
西 部※	普通畑	3,366	三 財 原	普通畑	3,181
	施設ハウス	3,608		施設ハウス	3,423
	防霜茶	3,668		防霜茶	3,483
	水 田	3,850		水 田	-
川 上 原	普通畑	3,166	長 園 原	普通畑	3,300
	施設ハウス	3,408		施設ハウス	3,542
	防霜茶	3,468		防霜茶	3,602
	水 田	3,650		水 田	-
岩 郷 原	普通畑	2,566	佐 土 原	普通畑	2,165
	施設ハウス	2,808		施設ハウス	2,407
	防霜茶	2,868		防霜茶	-
	水 田	-		水 田	2,649
薩 摩 原	普通畑	3,266	錦 原	普通畑	1,891
	施設ハウス	3,508		施設ハウス	2,133
	防霜茶	3,568		防霜茶	-
	水 田	3,750		水 田	-
六 野 原	普通畑	2,866	※西部地区とは、 須志田・飯盛・森永・宮原		
	施設ハウス	3,108			
	防霜茶	3,168			
	水 田	3,350			

特別賦課金			単位:1,000㎡当り/円	
事 業 名	地区名	特別賦課金	完了年度	
国営綾川二期土地改良事業	綾 川	980	平成38年度	
緊急畑地総合整備事業	六野原	200	平成26年度	
農道舗装	三財原	1,000	平成32年度	
基幹水利施設ストックマネジメント事業	西 部	120	平成34年度	

水土里ネット綾川総合からのお知らせ

農地の売買や相続等により名義が変更になった場合は届出を

土地改良区受益地内の農地を売買や相続・贈与等した場合は、土地改良区へ届け出るよう、土地改良法で義務付けられております。

法務局・市町で手続きを行っただけでは、土地改良区の台帳は変更になりません。

この届出がなされない場合には、従前の所有者に賦課金の納付をお願いすることになり、トラブルの原因になりますので、必ず土地改良区へ届け出てください。届出用紙は土地改良区にありますので、申し出てください。

農地転用と決済金の手続きについて

農地を農地以外(宅地・山林等)に転用する場合、または国・県・市町の公共事業(道路・水路等)に買収された場合には、必ず土地改良区に地区除外申請の手続きと農地転用決済金の納入が必要です。この手続きを怠ると、賦課金の請求がいつまでも続くこととなります。ご注意ください。

施設ハウス・茶の新設および撤去については改良区へ届出を

4ページの賦課基準のとおり、綾川総合土地改良区では、普通畑・施設ハウス・防霜茶・水田と賦課単価に差をつけております。施設ハウス・茶を新設もしくは撤去された場合は速やかに改良区までご連絡ください。

賦課金納入は、口座振替で！

現在、組合員の約80%の方々が、JA各支店の口座振替を利用して賦課金を納入頂いております。口座振替は、便利で安全確実ですので、是非ご利用下さいますよう、お勧めします。詳しくは綾川総合土地改良区までお尋ね下さい。

(指定金融機関)

宮崎中央農業協同組合 国富・八代・森永・佐土原・那珂支店
西都農業協同組合 三財・都於郡支所
綾町農業協同組合

土地改良施設の維持管理体制について

綾川総合土地改良区では、地区の維持管理は、**地区選出の理事を地区委員長として、地区委員長を中心に地区で維持管理をおこなうようになっております。**

漏水事故の発見や給水栓の破損による漏水等については、下記の地区委員長へまずはご連絡ください。連絡のつかない場合は、集落の代表者の方へご連絡ください。

佐土原地区・錦原地区におきましては、それぞれに県営施設管理の改良区がございますので、下記の事務所へご連絡ください。

(緊急連絡先)

担当地区	氏名	電話番号	担当地区	改良区名	電話番号
深年	落合 信吾	0985-78-1736	佐土原	佐土原町	0985-73-1519
西部※	武田 吉則	0985-75-7465	錦原	綾町	0985-77-0133
川上原	日高 強	0985-78-1565			
岩郷原	奥野 光	0983-44-4455			
薩摩原	矢野 義光	0985-78-1329			
六野原	大西 猛己	0985-75-6659			
	日高 康雄	0983-44-3719			
	若松 昭雄	0985-75-5585			
八木佐野	緒方 博	0983-44-3071			
長園原	杉尾 林	0983-44-3615			
三財原	宇野 美志男	0983-44-4182			
	日高 登久	0983-44-5091			
	塩谷 交秋	0983-44-4389			

※西部地区とは、須志田・飯盛・森永・宮原

水利権の更新について

水 利 権 の 更 新

綾川地区の水利権は、平成25年3月25日から平成35年3月31日（10年間）まで更新（許可）になりましたので報告します。

今回の更新では、かんがい用水の他、畜産等雑用水の水利権を取得しました。

また、前回の水利権と比較して、①受益面積の減少、②湛水防除面積の減少等により年間総水量及び日最大水量（1日に使用可能な水量）が減量になりました。

更新後の水利権

かんがい用水 (千 m^3)	雑用水 (千 m^3)	年間総水量 (千 m^3)	備 考
28,950	200	29,150	

水 管 理 の 徹 底

綾川地区の水使用は、水利権の範囲内でしか利用できません。

また、渇水期間が生じ、ダムの水位が低下すると、取水制限（取水量の制限または断水）を計画することになります。

水田の節水や、かけ流し制限を徹底する。

重要です

特に徹底が必要な期間は、水田かんがい期を終えた冬時期です。

（12月1日から翌年の2月28日）

冬時期は、日最大取水量を超過する恐れがあります。野菜洗浄用水を使用する場合、下記のことに徹底して頂きますようお願いします。

水管理の徹底について（3カ条）

- ① 洗浄・育苗用水使用後は必ず止水する（日中）
- ② 凍結防止のホースかけ流しの禁止（夜間）
- ③ 蛇口や引き込み配管の故障は、使用者が早急に補修する。

湛水病虫害防除の推進について

『農地の病虫害（センチウ）被害でお困りの方！』

湛水防除は、農地に水を溜めて、水温と窒息で病虫害を防除する方法です。毎年実施することによりセンチウが減少して、より高い効果が期待できます。

湛水防除とは？

水温上昇が期待できる主に夏場（7月～9月）に30～40日間浅水管理をします。 ※甘藷や里芋などは、収穫後に湛水すると効果ありです。

湛水防除の効果は？

下記の被害が見られる主な作物に効果が期待できます。

センチウ名	主な作物名
ネコブセンチウ	かんしょ、キュウリ、ピーマン、にんじん
ネグサレセンチウ	かんしょ、里芋
コガネムシ	かんしょ、里芋
ハリガネムシ	かんしょ
菌核病	レタス、キャベツ、ごぼう、インゲン
白絹病	ピーマン、にんじん、ネギ

湛水防除の方法は？



『マルチ湛水』



『従来湛水』



『ハウス湛水』

水田ハウスの湛水防除



水田の施設ハウスでも湛水防除は効果を期待できます。

※ 実施面積を確認しますので、平成25年度に湛水防除をされた方は土地改良区に連絡して下さい。

(連絡先)

綾川総合土地改良区 0985-75-2424

佐土原町土地改良区 0985-73-1519

野菜洗浄・育苗用水の申請届出について

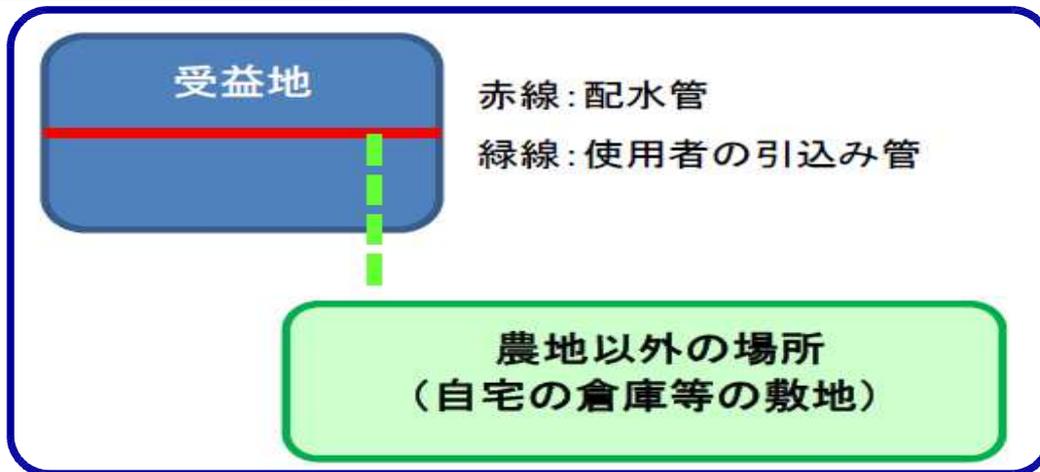
野菜の洗浄・育苗用水の申請届け出

組合員が、綾川地区内で収穫した野菜の洗浄や育苗を、**受益地以外の場所でかんがい用水を使用する場合には、『野菜洗浄・育苗用水使用申請書』を、土地改良区に提出して下さい。**

この届け出は、洗浄または育苗に水使用する1ヶ月前までに申請を行い、理事長の承諾を得て使用することが出来ます。**毎年使用する場合は、その都度申請が必要になります。**

※ 受益地内で野菜洗浄や育苗に水を使用する場合、この届け出は必要ありません。

受益地以外とは？



図のように、土地改良区の配水路から、使用者本人が配管やホースで引き込み、使用する場所が**農地以外の場所のことです。**

洗浄または育苗を中止される場合には、『野菜洗浄・育苗使用取り止め届』を提出して下さい。

別添付書式2号
野菜洗浄・育苗用水使用申請書
(新規・変更)
平成 年 月 日
綾川総合土地改良区理事長 様 申請人 住所
氏名 印

このことについて、平成 年度に、下記のとおりかんがい用水を使用したいので、綾川かんがい用水の野菜洗浄・育苗用水使用届出書(第3号)により、申請します。

1. 用水使用の場所
(住所) _____

2. 作付け土地の表示

地区名	大字	字	地番	地積	作物名	使用目的	使用期間
							平成 年 月 日 平成 年 月 日
							平成 年 月 日 平成 年 月 日
							平成 年 月 日 平成 年 月 日

3. 添付書類
① 位置図 (用水使用する場所が判るもの)
② 引き込み配管の見取り図 (配管材料及び口径、制水弁及び蛇口の位置)
③ 誓約書

4. 地区確認
担当理事 印
総代 印

承諾書
平成 年 月 日
綾川総合土地改良区理事長 印

上記の用水使用を承諾する。

別添付書式2号
平成 年 月 日
綾川総合土地改良区理事長 様 申請人 住所
氏名 印

野菜洗浄・育苗用水使用取り止め届

このことについて、平成 年度より下記施設の用水使用を取り止めたく届け出ます。
なお、洗浄用等施設を土地改良区の役員又は職員の見合ひのもとに平成 年 月 日までに撤去します。

記 _____

1. 用水使用を取り止める場所
(住所) _____

2. 添付書類 (用水使用していた場所が判るもの)
① 位置図
② 引き込み配管の見取り図 (配管止水の位置、蛇口の撤去位置)

3. 地区確認
担当理事 印
総代 印

※ 届出を撤去する際、役員又は土地改良区職員の立会いが必要となりますので、事前に日報等の記録を行ってください。
※ 施設を撤去した後に確認できる写真を提出して下さい。
(写真裏面に場所を明記すること)

(新規者の申請書及び、取り止め届は、土地改良区事務所にあります。)

共用隧道定期点検に伴う断水について

断水計画のお知らせ

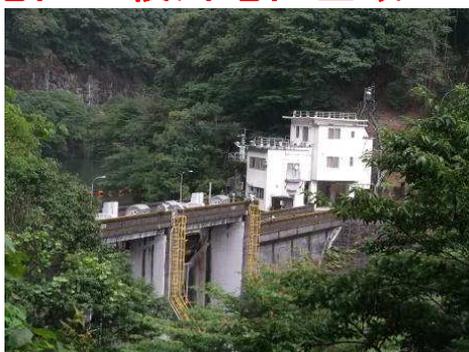
今年、古賀根橋ダムから綾第二発電所（農業分水工）までの導水路区間約7.6Kmの定期点検（5年に1度実施）を宮崎県企業局が行います。

この点検に伴い、下記の期間、全面断水することになります。

宮農上、大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解・ご協力をよろしくお願いします。

断水期間 平成25年12月2日（月）～7日（土）6日間

断水地区 綾川地区全域



【古賀根橋ダム】



【導水路内の漏水状況：H20年】

県営石綿配管の改修工事

県営水路は工事後約45年が経過し、老朽化による漏水発生件数が年々多くなっています。管水路の耐用年数は40年で、本格的に改修を検討しなければならない時期になりました。今回、特に漏水発生の多い4.3Km（4地区）について、改修工事を実施します。

また、綾川地区内の県営水路延長は、末端まで含めると約260Kmもあるため、長期的な計画を検討することになります。

今回工事する工事の内容



【石綿管の破裂状況】



【修繕状況：ビニール管に付替え】

（地区名）

綾町 宮原地区 延長約1.3Km
国富町 飯盛地区 延長約1.1Km

国富町 森永地区 延長約1.2km
国富町 高田原地区 延長約0.7km

4地区の合計4.3km

（事業実施期間）平成25年度～26年度（2ヶ年）

（概算事業費）2億1千万円（測量設計費＋工事費）

事務所の機構について

事務所の機構については以下のとおりです。

事務局長 島藤 勝弘 管理所長 日高 達也 庶務主任 江藤 昇子
会計主任 佐竹 美紀 管理係 後藤 温志

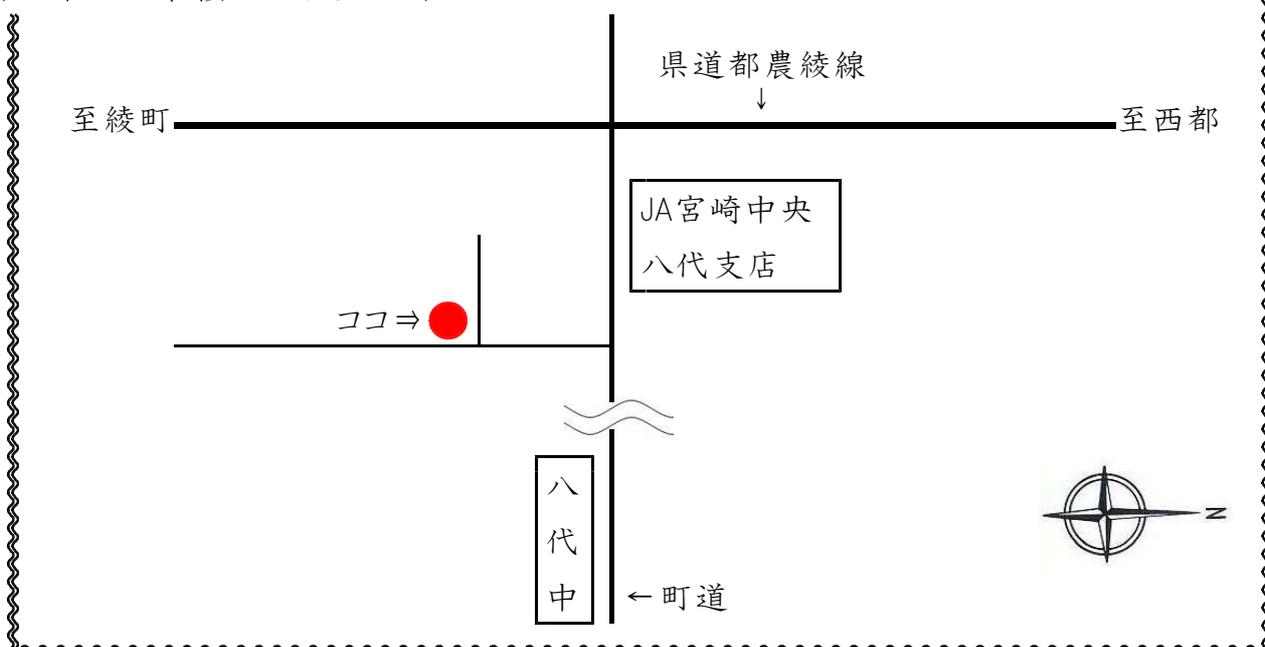
〔表紙写真〕大坪の一本桜

八代小中学校や川上神社のある川上地区から町道西に向かうと、畑の中に一本の山桜が見えます。塚の上、大きく枝を広げているのが大坪の一本桜です。

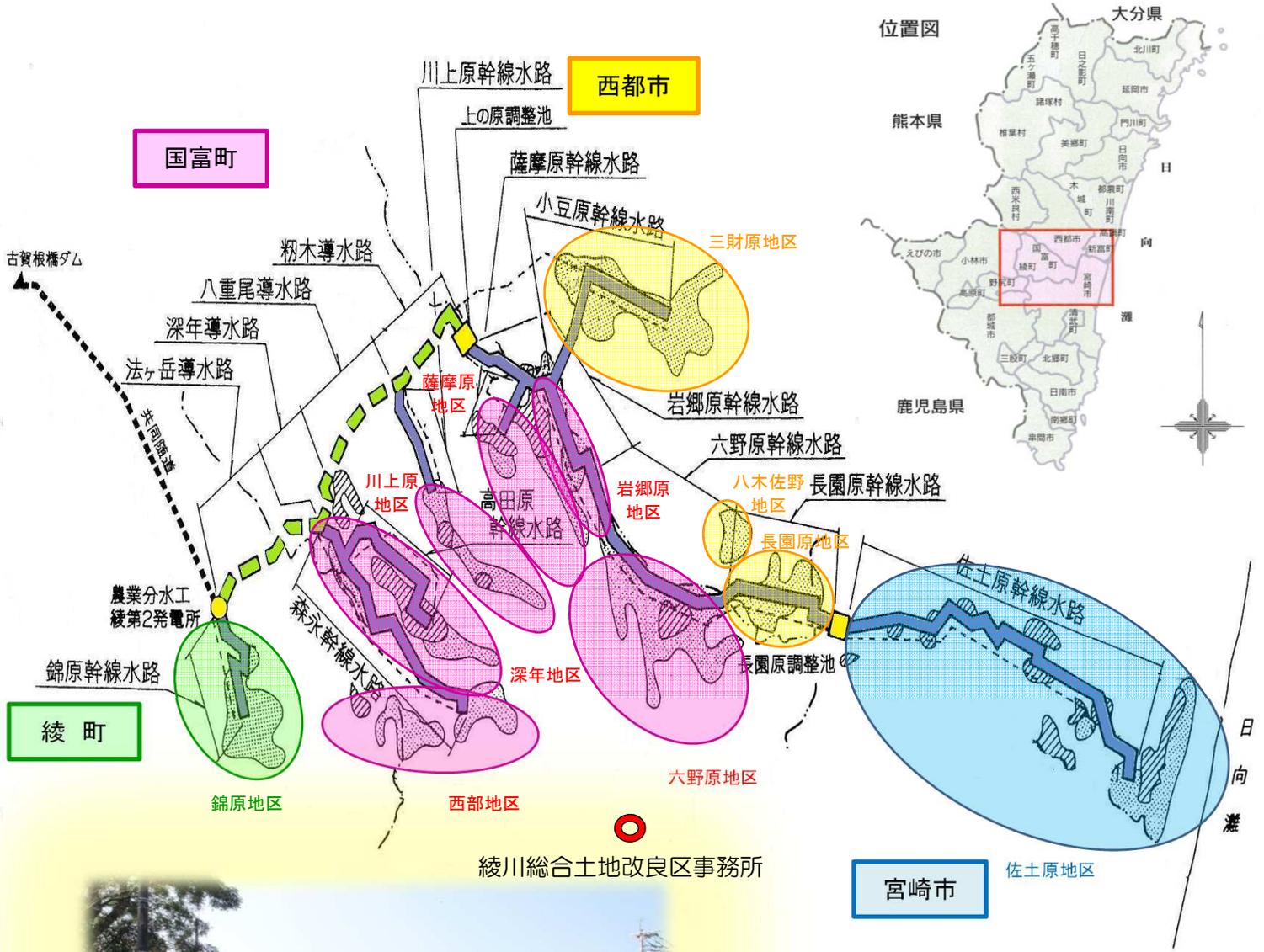
地元から神木として崇められ、大切にされているこの山桜は、樹齢150年と言われ、高さは15メートル、幹周り3.17メートルの見事なものです。

この山桜の根元には、330年前の寛文13年(1673年)に建てられた石碑「庚申塔」があります。庚申塔とは、庚申講を行った記念に建てられたものです。中国の道教に由来する60日に一度めぐってくる庚申の日に健康長寿を祈って夜も眠らずに過ごすのが庚申講で、こうした徹夜で酒食をともにする「講」は当時の地域の連帯を深める大事な行事でした。見頃は3月20日頃です。

(大坪の一本桜へのアクセス)



綾川地区 国営水路及び地区の位置図



周辺案内図

